

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 7 年 12 月 4 日

上越市監査委員 大原 啓資

上越市監査委員 山川 とも子

記

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 監査の種類   | 定期監査  |
| 2 監査の対象   | 南部まちづくりセンター、安塚区教育・文化グループ<br>地域政策課、生活環境課、行政イノベーション課、雨水施設課、<br>高齢者支援課、こども家庭センター、こども発達支援センター、<br>大島区市民生活・福祉グループ  |
| 3 監査の着眼点  | 収入事務は適正か。<br>委託料等の契約事務等は適正か。<br>補助金等の交付事務等は適正か。<br>前回監査の指摘事項に対する措置状況は適正か。   |
| 4 監査の実施内容 | 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。  |
| 5 監査の実施場所 | 監査委員事務局   |
| 6 監査の日程   | 令和 7 年 9 月 1 日～11 月 26 日<br>南部まちづくりセンター、安塚区教育・文化グループ<br>令和 7 年 10 月 1 日～11 月 26 日<br>地域政策課、生活環境課、行政イノベーション課、雨水施設課、<br>高齢者支援課、こども家庭センター、こども発達支援センター、<br>大島区市民生活・福祉グループ |

## 7 監査の結果

調査の範囲内において概ね適正に執行されていたが、次の事項について、改善の必要があると認められた。

- (1) 指摘事項 なし
- (2) 注意事項 31 件
  - ① 契約事務に関すること 8 件
  - ② 検収事務に関すること 9 件
  - ③ 支出事務に関すること 3 件
  - ④ 契約・検収事務に関すること 1 件
  - ⑤ 契約・収入事務に関すること 2 件
  - ⑥ 補助金交付事務に関すること 3 件
  - ⑦ 公の施設管理に関すること 3 件
  - ⑧ 事務執行に関すること 1 件
  - ⑨ 文書管理に関すること 1 件
- (3) 要望事項 2 件
  - ・安塚区体育施設管理運営費における委託業務全般において、実態にあわせた仕様書の見直しについて
  - ・中山間地域振興事業における移住体験施設の借上料に関して、市と地元団体の間で入居申込書の提出及び契約書等の締結について